

# トラック業界における長時間労働の抑制に向けた取組について

平成27年7月29日(水)  
厚生労働省青森労働局

## 目次

労働時間を取り巻く現状(p1～3)

労働基準法の前回改正の検討規定・今回の改正案の内容(p4～8)

トラック運転手を取り巻く状況(p9～15)

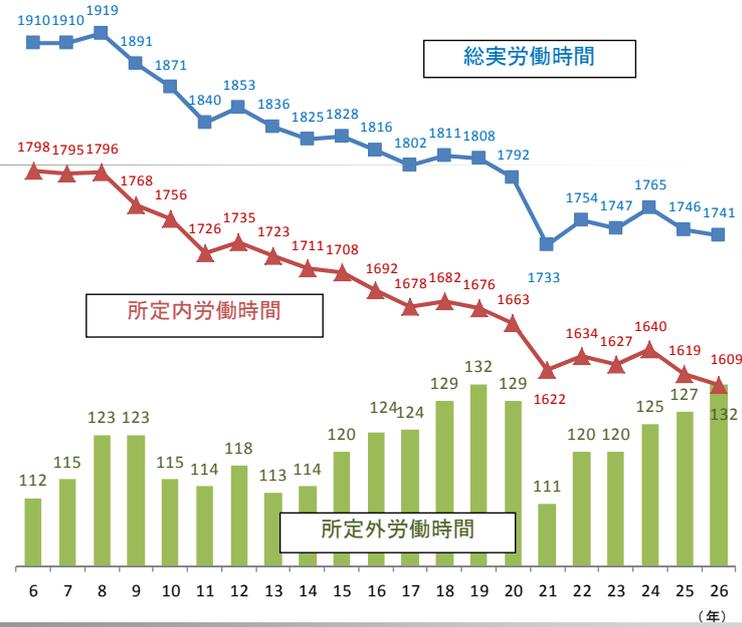
トラック運転手の長時間労働対策(厚生労働省の取組)(p16～18)

# 年間総実労働時間の推移

年間総実労働時間は減少傾向で推移しているが、これは一般労働者（パートタイム労働者以外の者）についてほぼ横ばいで推移するなかで、平成8年頃からパートタイム労働者比率が高まったこと等がその要因と考えられる。

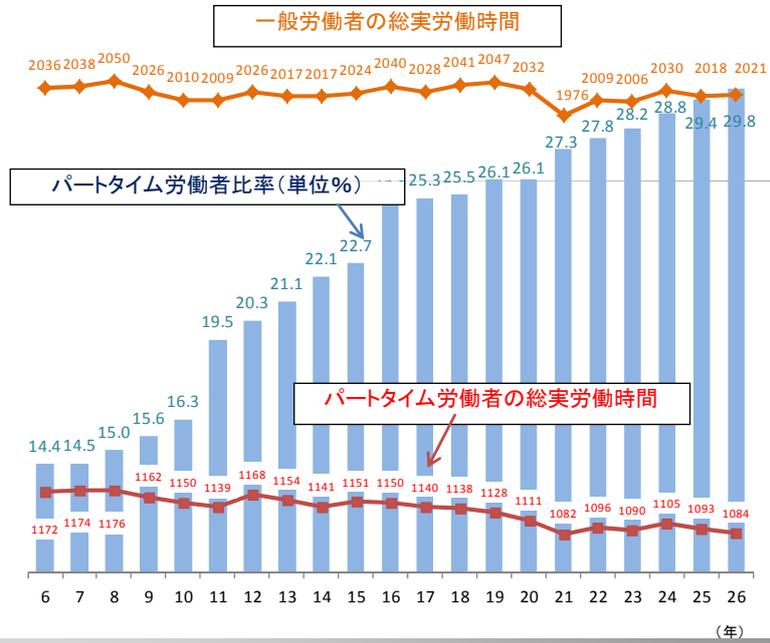
なお、平成21年には、前年秋の金融危機の影響で製造業を中心に所定内・所定外労働時間がともに大幅に減少した。

年間総実労働時間の推移（パートタイム労働者を含む）



（資料出所）厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
（注）事業所規模5人以上

就業形態別年間総実労働時間及びパートタイム労働者比率の推移



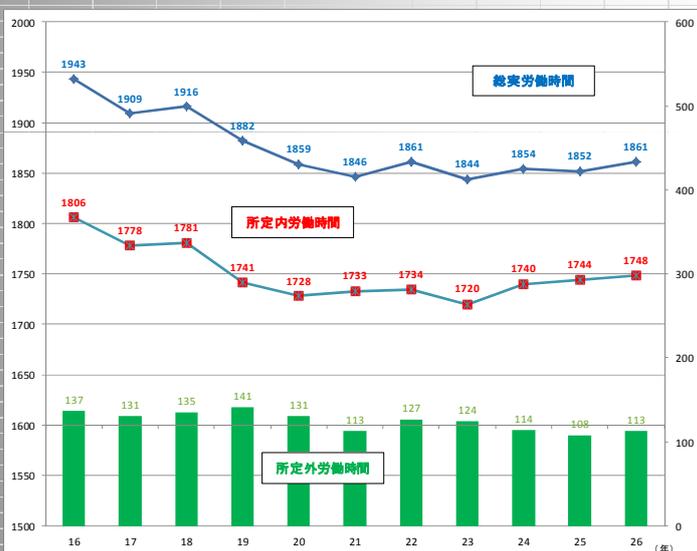
（資料出所）厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
（注）事業所規模5人以上

## 【青森県の特徴】

- 年間総実労働時間が長い（平成25年では、全国43番目）。所定外労働時間は少ない（同10番目）。出勤日数が多い（少ない方から46番目）。
- 一般労働者の総実労働時間は、依然として2,000時間台で高止まりしている（全国平均との差は少ない）。

### 青森県

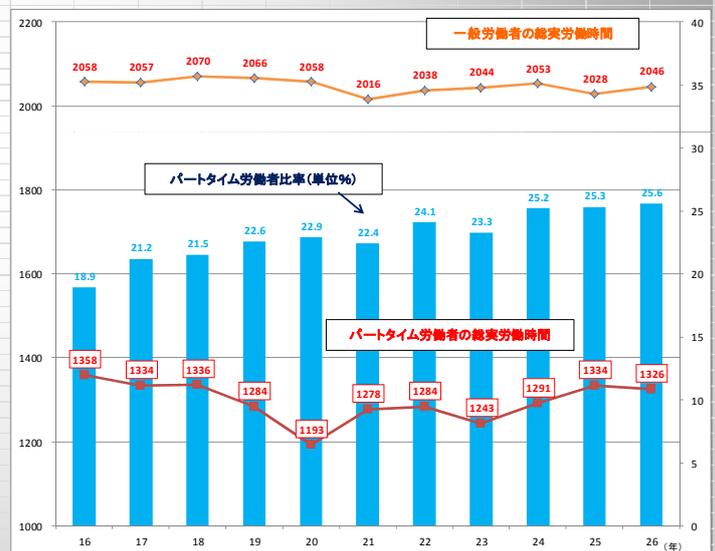
年間総実労働時間の推移（パートタイム労働者を含む）  
（H16～26年）



（資料出所）厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
（注）事業場規模5人以上

### 青森県

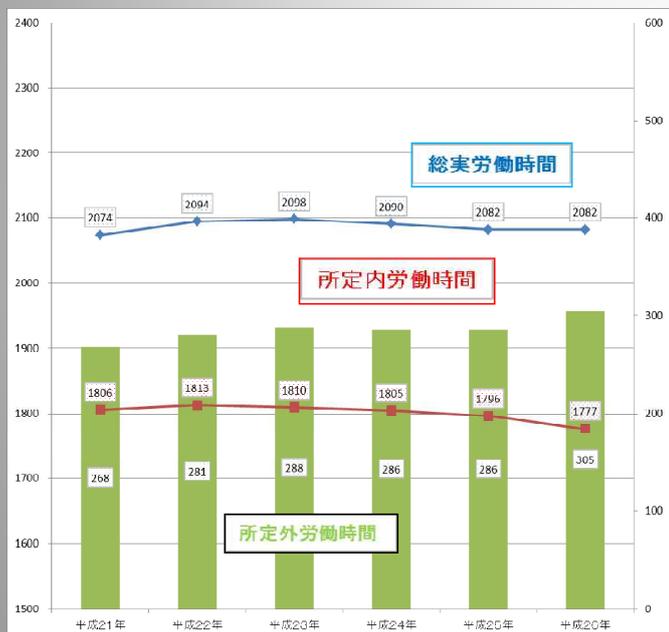
就業形態別年間総実労働時間及びパートタイム労働者比率の推移（H16～26年）



（資料出所）厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
（注）事業場規模5人以上

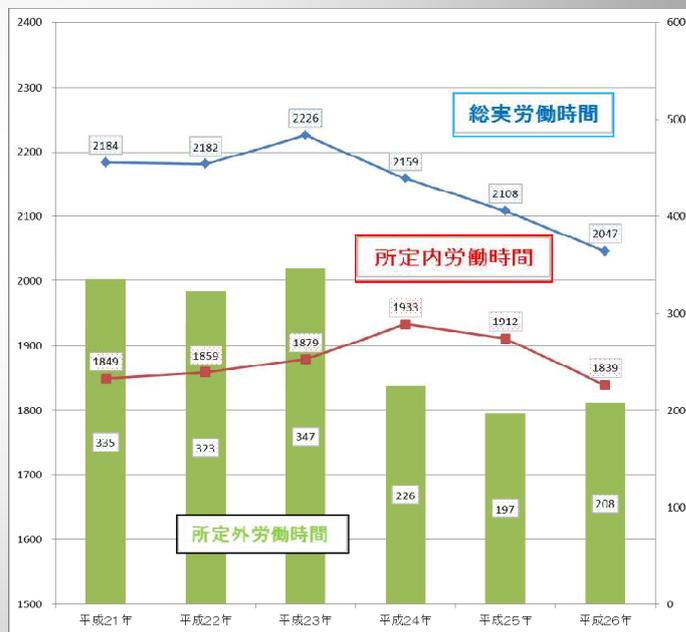
# 運輸業・郵便業 年間総実労働時間の推移 〈平成21～26年〉 (パートタイム労働者を含む)

全国



(資料出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
(注) 事業場規模5人以上

青森県



(資料出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
(注) 事業場規模5人以上

3

## 労働基準法の平成20年改正の際の検討規定

附 則 (平成20年法律第89号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成22年4月1日から施行する。

(検討)

第3条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の労働基準法（以下この条において「新法」という。）第37条第1項ただし書及び第138条の規定の施行の状況、時間外労働の動向等を勘案し、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◎労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）

(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

第37条 使用者が、第33条又は前条第1項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。  
**ただし、当該延長して労働させた時間が1箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。**

2～5 (略)

第138条 **中小事業主**（その資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）以下である事業主をいう。）の事業については、**当分の間、第37条第1項ただし書の規定は、適用しない。**

(注) 下線は引用に際して付したものである。

4

割増賃金率引上げの適用が猶予されている「中小事業主」の範囲

- ◆ 中小企業に該当するか否かは、「資本金の額または出資の総額」と「常時使用する労働者数」で判断。
- ◆ **事業場単位ではなく、企業単位**で判断。

※中小企業基本法に定める中小企業の範囲とほぼ一致。

(中小企業基本法の中小企業に含まれない独立行政法人や協同組合等も中小事業主に含まれる。)

業種	資本金の額又は出資の総額	または	常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下	または	100人以下
卸売業	1億円以下	または	100人以下
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	3億円以下	または	300人以下

中小企業及びその雇用者割合(第1次産業を除く)

- ◆ 中小企業の割合: **99.7%** (約386.3万社のうち **約385.3万社**)
- ◆ 中小企業の常用雇用者の割合: **62.7%** (約3,878万人のうち **約2,433万人**)

※ 資料出所:平成26年中小企業白書(総務省調査「平成24年経済センサス」を再編加工した資料)  
 なお、「経済センサス」は、平成18年までの「事業所・企業統計調査」と比べ、一部変更されており、過去の同調査結果と単純に比較出来ないことに留意が必要。(例えば、平成16年事業所・企業統計調査における中小企業の常用雇用者の割合は71.0%。経済センサスでは、①商業・法人登記等の行政記録の活用、②会社(外国の会社を除く)、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本社等において、当該本社等の事業主が当該支所等の分も一括して報告する「本社等一括調査」の導入等の変更が行われた。)

平成27年2月13日労働政策審議会建議  
 「今後の労働時間法制等の在り方について」(抄)

1 働き過ぎ防止のための法制度の整備等

(1) 長時間労働抑制策

- ① 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の見直し
  - 中小企業において**特に長時間労働者比率が高い業種**を中心に、関係行政機関や業界団体等との連携の下、**長時間労働の抑制に向けた環境整備を進めることが適当**である。
  - **上記の環境整備を図りつつ**、中小企業労働者の長時間労働を抑制し、その健康確保等を図る観点から、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を5割以上とする**労働基準法第37条第1項ただし書きの規定について、中小企業事業主にも適用することが適当**である。
  - 中小企業の経営環境の現状に照らし、**上記改正の施行時期は他の法改正事項の施行の3年後となる平成31年4月とすることが適当**である。

長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、労働時間制度の見直しを行う等所要の改正を行う。

## I 長時間労働抑制策・年次有給休暇取得促進策等

- (1) **中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し**
  - ・ 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止する。(3年後実施)
- (2) **著しい長時間労働に対する助言指導を強化するための規定の新設**
  - ・ 時間外労働に係る助言指導に当たり、「労働者の健康が確保されるよう特に配慮しなければならない」旨を明確にする。
- (3) **一定日数の年次有給休暇の確実な取得**
  - ・ 使用者は、10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする(労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない)。
- (4) **企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組促進**(※労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の改正)
  - ・ 企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組を促進するため、企業全体を通じて一の労働時間等設定改善企業委員会の決議をもって、年次有給休暇の計画的付与等に係る労使協定に代えることができることとする。

## II 多様で柔軟な働き方の実現

- (1) **フレックスタイム制の見直し**
  - ・ フレックスタイム制の「清算期間」の上限を1か月から3か月に延長する。
- (2) **企画業務型裁量労働制の見直し**
  - ・ 企画業務型裁量労働制の対象業務に「課題解決型提案営業」と「裁量的にPDCAを回す業務」を追加するとともに、対象者の健康確保措置の充実や手続の簡素化等の見直しを行う。
- (3) **特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設**
  - ・ 職務の範囲が明確で一定の年収(少なくとも1,000万円以上)を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。
  - ・ また、制度の対象者について、在社時間等が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。(※労働安全衛生法の改正)

施行期日:平成28年4月1日 (ただし、Iの(1)については平成31年4月1日)

## 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の引上げについて

現行

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

改正案

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

平成22年4月以降、当分の間適用猶予(3年後見直し規定あり)

	時間外労働が月60時間超である労働者が存在する割合		平均的な時間外労働が月60時間超である割合	
	大企業	中小企業	大企業	中小企業
全体	8.1%	4.4%	0.5%	0.8%
自動車の運転の業務	40.6%	42.2%	11.7%	13.4%

平成26年度の「脳・心臓疾患」の労災支給決定件数277件のうち、85件(30.7%)が「自動車運転従事者」。「自動車運転従事者」は、「脳・心臓疾患」の労災支給決定が一番多い職種(次頁のスライド)。

- 関係省庁・業界団体等との連携の下、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進めることとする。その間、施行は猶予することとし、施行日は他の項目より3年遅らせる(平成31年4月)。

# 【全国】脳・心臓疾患／精神障害の労災補償状況について

表1-1 脳・心臓疾患の労災補償状況

年 度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
脳・心臓疾患	請求件数	802	898	842	784	763 ( 92 )
	決定件数 注2	696	718	741	683	637 ( 67 )
	うち支給決定件数 注3	285	310	338	306	277 ( 15 )
	[認定率] 注4	[40.9%]	[43.2%]	[45.6%]	[44.8%]	[43.5%] ( 22.4% )
うち死亡	請求件数	270	302	285	283	242 ( 17 )
	決定件数	272	248	272	290	245 ( 14 )
	うち支給決定件数	113	121	123	133	121 ( 3 )
	[認定率]	[41.5%]	[48.8%]	[45.2%]	[45.9%]	[49.4%] ( 21.4% )

注)

1 労働基準法施行規則別表第1の2第8号に係る脳・心臓疾患と第9号に係る精神障害について集計したものである。

2 決定件数は、本該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

4 認定率は、支給決定件数を決定件数を除いた数である。

( )内は女性の件数で、内数である。

表1-3-2 脳・心臓疾患の支給決定件数の多い職種(中分類の上位15職種)

			平成26年度
順位	職種(大分類)	職種(中分類)	支給決定件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	85 ( 1 )
2	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	24 ( 1 )
3	販売従事者	営業職業従事者	14 ( 2 )

9

表2-1 精神障害の労災補償状況

年 度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
精神障害	請求件数	1181	1272	1257	1409	1456 ( 551 )
	決定件数 注2	1061	1074	1217	1193	1307 ( 462 )
	うち支給決定件数 注3	308	325	475	436	497 ( 150 )
	[認定率] 注4	[29.0%]	[30.3%]	[39.0%]	[36.5%]	[38.0%] ( 32.5% )
うち自殺 注5	請求件数	171	202	189	177	213 ( 19 )
	決定件数	170	176	203	157	210 ( 21 )
	うち支給決定件数	65	66	93	63	99 ( 2 )
	[認定率]	[38.2%]	[37.5%]	[45.8%]	[40.1%]	[47.1%] ( 9.5% )

表2-3-2 精神障害の支給決定件数の多い職種(中分類の上位15職種)

			平成26年度
順位	職種(大分類)	職種(中分類)	支給決定件数
1	事務従事者	一般事務従事者	56 ( 26 )
2	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	39 ( 3 )
3	販売従事者	商品販売従事者	34 ( 13 )
4	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	31 ( 6 )
5	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	29 ( 2 )

10

# 【青森労働局】 脳・心臓疾患／精神障害の労災補償状況について

区分	年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
脳・心臓疾患	請求件数		7	7	1	1	7(1)
	決定件数 注2		6	4	7	1	1(0)
	支給決定件数 注3		5	4	4	0	1(0)
	[認定率] 注4		[83.3%]	[100%]	[57.1%]	[0.0%]	[100%]
	[全国認定率]		[40.9%]	[43.2%]	[45.6%]	[44.8%]	[43.5%]
精神障害	請求件数		3	6	6	9	9(4)
	決定件数 注2		4	4	5	5	10(5)
	支給決定件数 注3		1	1	3	2	7(3)
	[認定率] 注4		[25.0%]	[25.0%]	[60.0%]	[40.0%]	[70.0%]
	[全国認定率]		[29.0%]	[30.3%]	[39.3%]	[36.5%]	[49.4%]

※ 平成26年度の脳・心臓疾患に係る労災請求7件のうち、2件は自動車運転者によるものである。

## 「自動車運転者の労働時間等の改善に関する基準」（改善基準告示）について

「自動車運転者の労働時間等の改善に関する基準」（改善基準告示）は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間（始業から終業までの時間（休憩時間を含む。）、）、休息期間（勤務と勤務の間の自由な時間）、運転時間等の基準を、平成元年に大臣告示として制定。

### 制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定（昭和42年）

- ・長時間労働、交通事故の増加
- ・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択（昭和54年）

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定（昭和54年）

中央労働基準審議会での関係労使の議論

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、「改善基準告示」を策定（平成元年）

※制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するに伴い、内容の見直しが行われ現在に至っている。

### 内容

- 拘束時間【始業から終業までの時間（休憩時間を含む。）】 **トラックの場合、原則として1日13時間**（延長する場合でも**16時間**）、**1箇月293時間**など
- 休息期間【勤務と勤務の間の自由な時間】 **原則として継続8時間以上**
- 運転時間 **トラックの場合、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間**
- 連続運転時間 **トラックの場合、4時間以内**  
※その他、分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船の場合の特例有り。

### 施行

労働基準監督署

関係労使の自主的改善努力と労働基準監督官の臨検監督等による指導

国土交通省との連携

- ① 監督署と地方運輸機関との合同による監督・監査
- ② それぞれの機関が把握した改善基準告示違反事案の相互通報

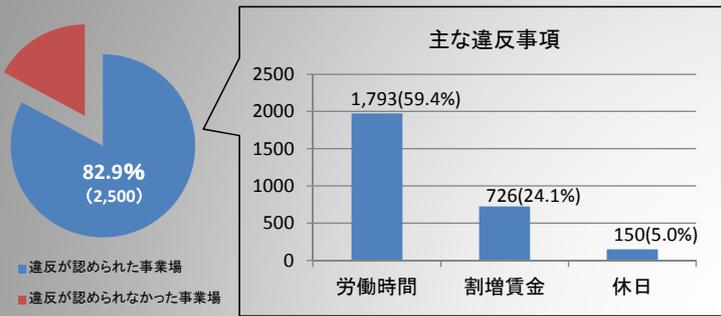
国土交通省の取組

過労運転防止の観点から、改善基準告示の内容を国土交通省令に取り込み、事業許可取消処分等の行政処分基準として機能（トラックの場合は平成13年9月1日～）

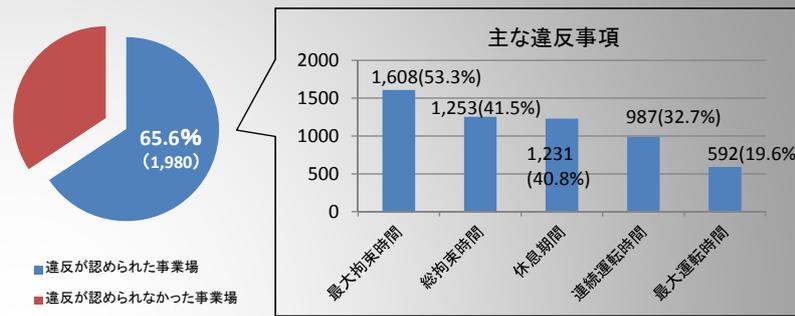
# トラック運転者を使用する事業場に対する監督指導状況（平成25年）

## 1. 監督指導状況（対象：3,016事業場）

### (1) 労働基準関係法令違反



### (2) 改善基準告示違反



## 2. 監督指導事例

地方運輸機関からの通報を契機に、労働基準監督署の労働基準監督官（以下「監督官」という。）が臨検監督を実施し、労働基準法違反及び改善基準告示違反を是正させた事例

### 【概要】

- 特定の荷主から頻繁に注文される臨時の発注業務に対応するため、漫然と配車計画を組んだ結果、特定のトラック運転者の拘束時間が長くなる勤務シフトが組まれていた。  
このため、時間外労働・休日労働に関する協定で定めた上限時間である月93時間を超える、約100時間の時間外労働が認められ、また、1か月の総拘束時間が最長で約360時間に上っていたため、労働基準法違反及び改善基準告示違反について、是正を指導した。
- 監督官による指導の結果、特定の自動車運転者に仕事が偏らないよう、荷主とも調整の上、配車計画と勤務シフトが見直され、違反が是正された。

（参考）是正勧告事項  
 ・労働基準法第32条（労働時間）違反  
 ・改善基準告示（1か月の総拘束時間、休息時間、運転時間）違反

13

## 3. 【平成22～26年】青森労働局の監督指導実施状況

青森労働局														
監事 指導場 数	同 違反事 業場 数	同 比率 (%)	違反状況(労働基準法)			告事 業場 違反数	同 比率 (%)	告示違反状況						
			32条	35条	37条			総拘束時間	最大拘束時間	休息期間	最大運転時間	連続運転時間	休日労働	
			労働時間	休日	割増賃金									
平成26年	36	32	88.9	18	2	5	23	63.9	9	21	12	12	15	2
				50.0%	5.6%	13.9%			25.0%	58.3%	33.3%	33.3%	41.7%	5.6%
平成25年	64	59	92.2	38	7	17	42	65.6	24	33	29	19	25	3
				59.4%	10.9%	26.6%			37.5%	51.6%	45.3%	29.7%	39.1%	4.7%
平成24年	63	57	90.5	39	7	22	48	76.2	26	39	33	29	35	8
				61.9%	11.1%	34.9%			41.3%	61.9%	52.4%	46.0%	55.6%	12.7%
平成23年	27	23	85.2	16	1	7	20	74.1	13	18	15	12	13	1
				59.3%	3.7%	25.9%			48.1%	66.7%	55.6%	44.4%	48.1%	3.7%
平成22年	39	36	92.3	27	4	12	27	69.2	16	26	25	18	21	3
				69.2%	10.3%	30.8%			41.0%	66.7%	64.1%	46.2%	53.8%	7.7%

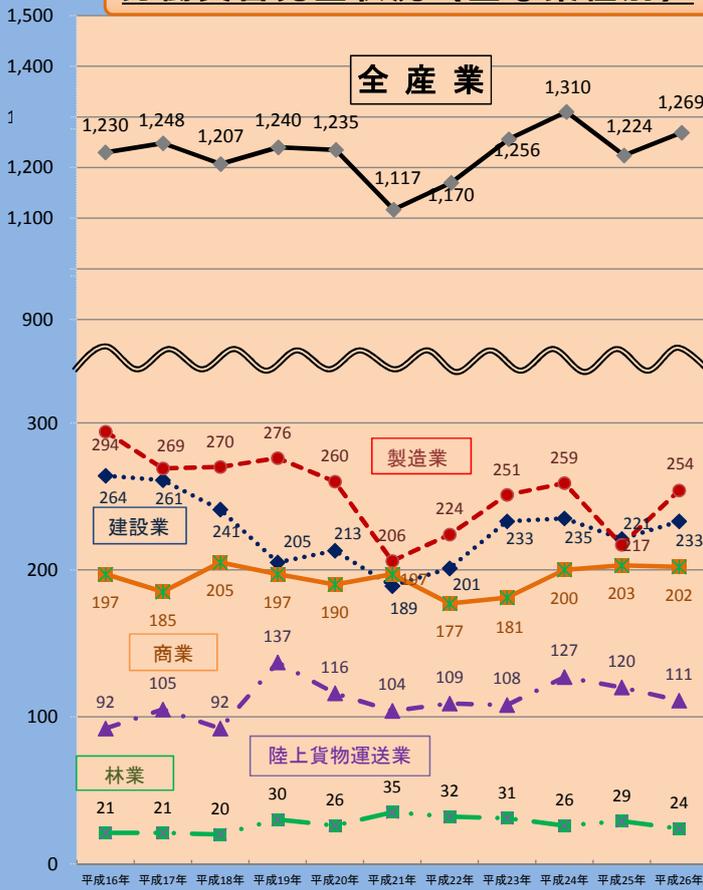
【参考】「自動車運転者時間管理等指導員」によるトラック事業場に対する指導・助言（個別訪問）の実績

平成26年度	訪問事業場の内訳	要改善事業場	改善すべき事項	件数	比率
	24	21	総拘束時間	11	45.8%
			最大拘束時間	11	45.8%
			休息期間	10	41.7%
			最大運転時間	5	20.8%
			連続運転時間	7	29.2%
			適正な労働時間等の管理	16	66.7%

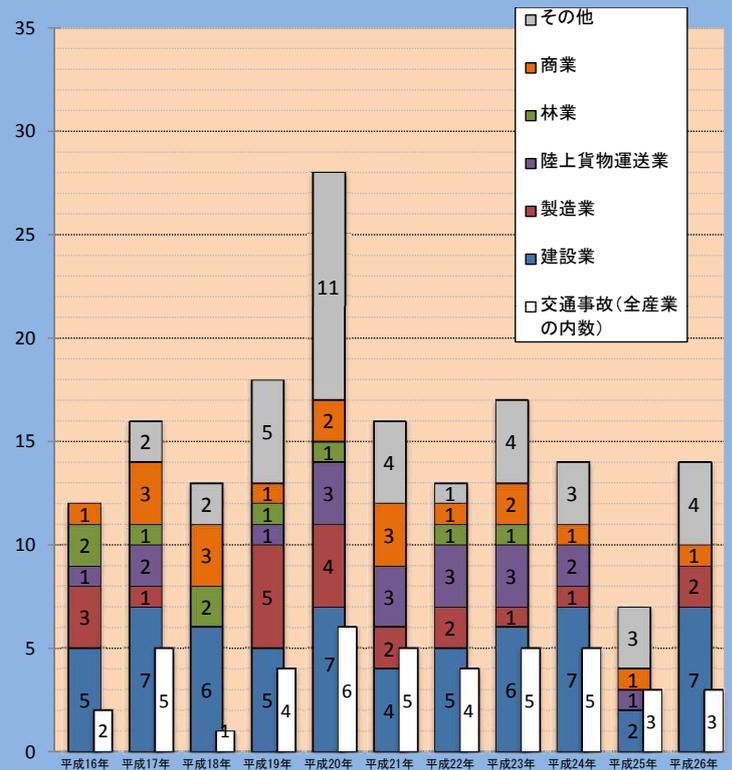
※「自動車運転者時間管理等指導員」→平成23年度発足。都道府県労働局に配置し、都道府県労働局長の指示を受けて、自動車運転者の労働条件及び安全衛生の確保及び改善に関する指導及び助言その他必要な事務を行う非常勤職員。

# 【平成16～26年】労働災害発生状況の推移（青森県内）

## 労働災害発生状況（主な業種別）



## 死亡災害発生状況の推移



## 現行施策の例①：中小企業事業主に対する「職場意識改善助成金」の支給

平成27年度予算額 221,221千円

### 助成金制度の概要

中小企業事業主が労働時間等の設定改善をするための計画を策定し、「所定外労働時間の削減」、「年次有給休暇の取得促進」等の必要な措置を講じ、効果的に実施した場合に助成金を支給する。

### 助成内容等

#### <支給対象となる取組例>

- ◇労働時間管理の適正化に資する機器等（労務管理用ソフトウェア・機器、**デジタル式運行記録計**等）の導入・更新
- ◇労働能率の増進に資する機器等（小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフト、**自動洗車機**等）の導入・更新
- ◇社会保険労務士によるコンサルティング

#### <助成額>

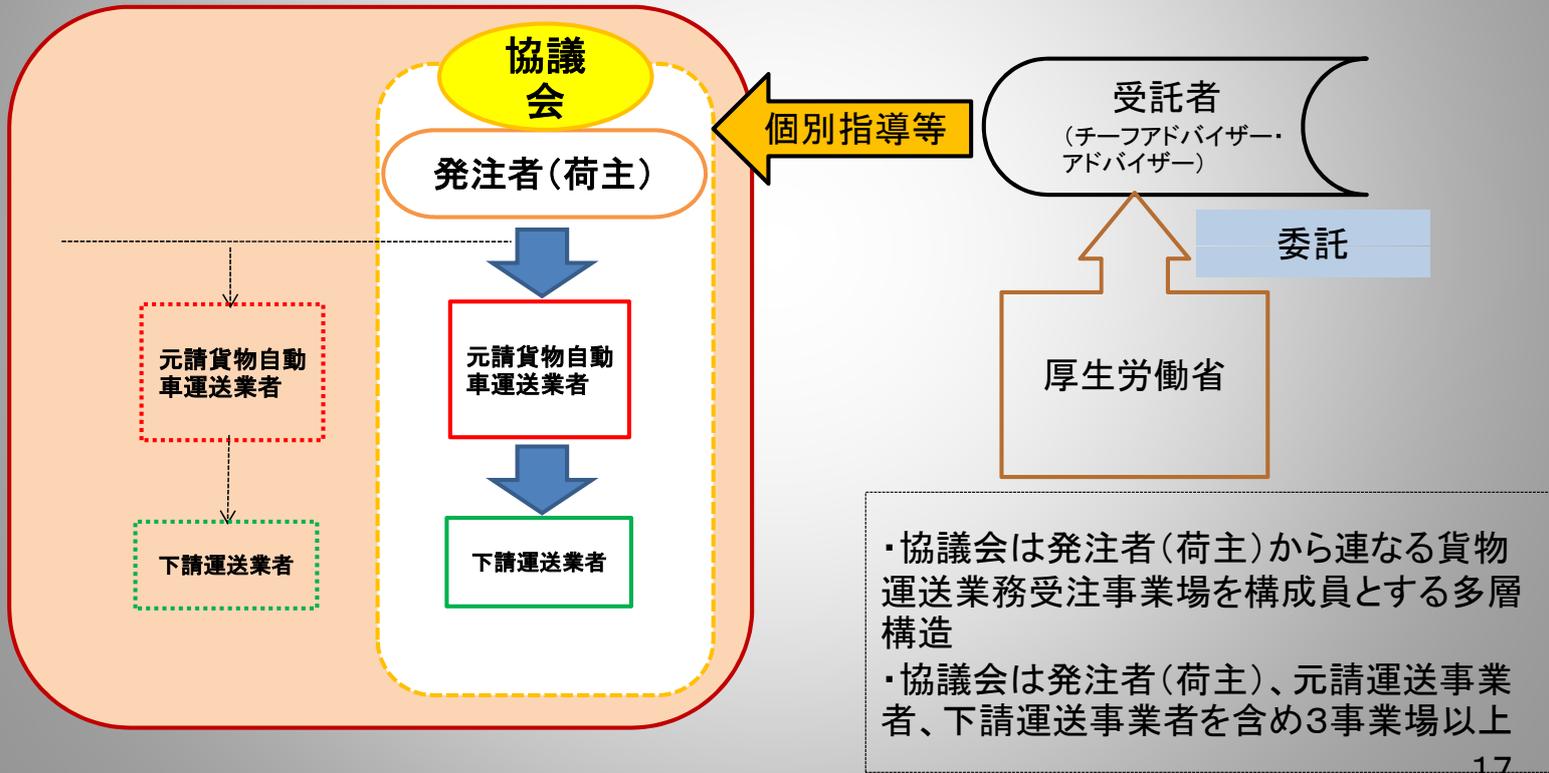
助成割合は助成対象の費用の最大3/4、最小1/2 上限額100万円

#### <実績>

平成25年度 299件（支給件数） 平成26年度 298件（申請件数）

現行施策の例②:トラック運転者労働条件改善事業について(厚生労働省委託事業)

厚生労働省で平成24年度から行っている、トラック運転者の労働条件改善事業。荷主企業、元請運送事業者及びその元請運送事業者の下請運送事業者を含めた協議会を設置し、アドバイザーによる個別指導等を通じて、長時間労働を改善する取組。



【事例紹介】トラック運転者労働条件改善事業

Case 1 導線と積込作業の改善で車両待機時間を短縮化 (荷主:家電メーカー)

Before

- ・製造建屋→出荷建屋への横持ち運搬
- ・積込み車両の手待ち

【対策】

- ①建屋間運搬を削減し製造建屋からのダイレクト出荷
- ②積込作業のフォークリフト荷役併用
- ③出荷建屋の導線改善、接車スペース拡大出入口の拡張等

After

各改善策の相乗効果により車両1台あたりの待機時間を9~10分程度短縮化

Case 2 回収物の降ろし作業時間短縮による拘束時間削減 (荷主:食品スーパー)

Before

- ・回収物の降ろし作業に時間がかかる。
- ・降ろし作業の順番待ちで手待ち時間発生

【対策】

- ①回収物の店舗での仕分けを徹底
- ②作業の軽減による効率化

After

- ・作業時間と手待ち時間の短縮、拘束時間の短縮
- ・作業効率の向上

Case 3 データの活用により場内作業をスムーズに (荷主:製紙メーカー)

【従来の対策】

- ①入庫受付管理システム
- ②場内整理とパースの確保
- ③商品の共有化

【追加の対策】

- ①入庫受付管理システムのデータ化
- ②場内作業員の増員
- ③指図書の入手場所の複数化

After

- ・入庫から出庫まで2時間(待機時間30分以内)に
- ・待機時間の削減による労働時間短縮